

農地転用許可に係る審査基準

制定：平成19年 3月30日（施行：平成19年 4月 1日）
改正：平成19年10月 1日（施行：平成19年10月 1日）
改正：平成19年10月12日（施行：平成19年11月30日）
改正：平成22年 6月 1日（施行：平成22年 6月 1日）
改正：平成26年 4月 1日（施行：平成26年 4月 1日）
改正：平成28年 4月 1日（施行：平成28年 4月 1日）
改正：平成30年 6月 1日（施行：平成30年 6月 1日）

（津 山 市）

農地転用許可に係る審査基準目次

第1章	農地法第4条第1項の許可に係る審査基準	1
第1	立地基準	1
1	農用地区域内農地	1
2	第1種農地	3
3	甲種農地	10
4	第3種農地	11
5	第2種農地	12
6	その他の農地	14
第2	一般基準	14
1	転用目的の実現の確実性	14
2	周辺農地への影響	18
3	一時転用に係る原状回復の見込み	18
第2章	農地法第5条第1項の許可に係る審査基準	19
第1	立地基準	19
1	農用地区域内農地	19
2	第1種農地	21
3	甲種農地	28
4	第3種農地	30
5	第2種農地	31
6	その他の農地	32
第2	一般基準	32
1	転用目的の実現の確実性	32
2	周辺農地への影響	36
3	一時転用目的での所有権の移転	37
4	一時転用に係る原状回復の見込み	37
5	農地を採草放牧地にする場合	37
附則		
別表	許認可等を必要とする関係法令	38

農地転用許可に係る審査基準

第1章 農地法第4条第1項の許可に係る審査基準

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による許可をするか否かの判断に当たっては、法令の規定によるほか、次の基準によるものとする。

第1 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（立地基準。法第4条第6項第1号及び第2号）

申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断する。具体的な農地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。

なお、立地基準に適合する場合であっても、第2の一般基準に適合しなければ、許可をすることはできない。

1 農用地区域内農地（法第4条第6項第1号イ）

(1) 定義

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（以下「農用地区域」という。同法第8条第2項第1号）内にある農地である。

(2) 許可の基準

農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われる場合（法第4条第6項ただし書）

イ 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる場合（法第4条第6項ただし書）

ウ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たす一時転用の場合（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第4条第1項第1号）

(ア) 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められること。

「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する」とは、一時的に、資材置場、土砂置場、駐車場、飯場、道路、イベント会場など農地への原状回復が容易にできる施設に供するため農地を利用することをいい、農地改良

（農地を改良する目的で行う農地の区画形質を変更する行為）のうち、建設工事残土等により盛土されるなど土砂を捨てることが主目的と解される場合

も含まれるものとする。

なお、農地改良を目的とした農地転用の取扱いについては、この基準によるほか別に定める要領によることとする。

「一時的な利用」とは、申請に係る目的を達成できる必要最小限の期間をいうものであり、(イ)の要件にかんがみ農地への復元期間も含めて3年以内の期間に限定するものとする。また、期間を通算すれば3年を超えることとなる場合には、事業計画の変更による期間の延長や一時転用許可の更新は行わない。

ただし、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用については、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成25年3月31日付通知24農振第2657号。以下、「営農型太陽光発電通知」という。）に準じる。

また、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」とは、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成できないと認められる場合であつて、かつ、利用の目的が当該農地を農地として利用することと比較して優先すべきものであると認められる（具体的には、2の(2)のア又はウからクまでのいずれかに該当するものが対象となり得る）場合をいう。

特に、砂利の採取を目的とする一時転用については、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。

- i 砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋戻し及び廃土の処理を行うことにより、転用期間内に確実に当該農地を復元することを担保するため、次のいずれかの措置が講じられていること。
 - (i) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により都道府県知事の認可を受けた採取計画（以下「採取計画」という。）が当該砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）との連名で策定されており、かつ、当該砂利採取業者及び当該団体が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。
 - (ii) 当該農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力及び信用を有する者（以下「保証人」という。）の三者間の契約において、次に掲げる事項が定められていること。
 - ① 当該砂利採取業者が採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときには、保証人がこれらの行為を当該砂利採取業者に代わって行うこと。
 - ② 当該砂利採取業者が適当な第三者機関に採取跡地の埋戻し及び農地の復元を担保するのに必要な金額の金銭等を預託すること。
 - ③ 保証人が当該砂利採取業者に代わって採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行ったとき、②の金銭等をその費用に充当することができること。
- ii 砂利採取業者の農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であると認められるものであること。また、当該農地について土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業が計画されている場合

においては、当該土地改良事業の計画と農地の復元に関する計画との調整が行われていること。

- (イ) 農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画（以下単に「農業振興地域整備計画」という。）の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合」とは、例えば、転用行為の時期、位置等からみて農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の土地基盤整備事業の施行の妨げとなる場合、工場、住宅団地を建設するための地質調査を行う場合のように転用目的の最終目的が農用地区域の性格と相容れない場合等である。

2 第1種農地（法第4条第6項第1号ロ）

(1) 定義

農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するもののうち3の甲種農地以外のものをいう。

ただし、申請に係る農地が第1種農地の要件に該当する場合であっても、4の第3種農地又は5の第2種農地の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第3種農地又は第2種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロかっこ書）。

ア 集団的に存在している農地（令第5条第1号）

おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

なお、「おおむね」の範囲は、1割程度（以下において同じ。）とする。

また、「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、堤防、鉄道、自動車専用道路等に包囲されている農地のまとまりをいい、内部に農道、水路、防風林が配置されたり、農業用倉庫、温室、農家住宅等が点在していても集団性を分断しているとはいえない。

道路が分断要件となるかどうかは、農業機械が容易に横断できるか等農作業に支障が生じるかどうかにより判断するものとし、道路幅員、車線数、中央分離帯の有無や交通量等により総合的に判断し国道、県道等の道路の種別のみをもって分断要件を判断するものではない。

そして、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。

イ 土地改良事業の施行の区域内にある農地（令第5条第2号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地

「施行に係る区域内」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

なお、次の(ア) a の農業用排水施設の新設又は変更の事業については、受益が広範囲に及ぶことが多く、生産性の低い孤立した農地が不可避免的に受益地に含まれている場合があるので、そのことのみをもって第1種農地として取り扱わず、生産性と併せて総合的に判断するものとする。

(ア) 次のいずれかに該当する事業（主として農地及び採草放牧地の災害を防止

することを目的とするものを除く。) であること (農地法施行規則 (昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。) 第40条第1号)。

- a 農業用排水施設の新設又は変更
- b 区画整理
- c 農地又は採草放牧地の造成 (昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。)
- d 埋立て又は干拓
- e 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業

(イ) 次のいずれかに該当する事業であること (規則第40条第2号)。

- a 国又は地方公共団体が行う事業
- b 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業
- c 農業改良資金融通法 (昭和31年法律第102号) に基づき公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業
- d 公庫から資金の貸付けを受けて行う事業 (cに掲げる事業を除く。)

ウ 農業生産力の高い農地 (令第5条第3号)

傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地

なお、本要件の判断に当たっては、市町村の統計資料や農地区分ごとの収量、農業災害補償法 (昭和22法律第185号) の規定による基準収穫量その他の資料により総合的に判断する。

(2) 許可の基準

第1種農地の転用は、原則として許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること (法第4条第6項ただし書)。

イ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること (令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ)。

「一時的な利用」とは、申請に係る目的を達成できる必要最小限の期間をいうものであり、特段の事情がない限り5年以内の期間 (復元に要する期間も含む。) に限定する。

ただし、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用については、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて (平成25年3月31日付通知24農振第2657号。以下、「営農型太陽光発電通知」という。) に準じる。

また、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する」及び「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」についての考え方及び取扱いは、1の(2)のウの(ア)と同様である。

なお、砂利採取を目的とする一時転用については、1の(2)のウの(ア)のi及びiiに掲げる要件を全て満たす必要がある。

ウ 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げる施設 (次に掲げるものにあつては、第1種

農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)の用に供するために行われるものであること(令第4条第1項第2号イ,規則第33条)。

なお、「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的,事業面積,立地場所等を勘案し,申請地の周辺や申請地周辺に当該事業目的が達成することが可能な農地以外の土地,第2種農地や第3種農地があるか否か,②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

また、「農業用施設」とは,農業用道路,農業用排水路,防風林等農地等の保全又は利用の増進上必要な施設及び畜舎,温室,植物工場(閉鎖された空間において農産物を安定的に生産する施設をいう。)農産物集出荷施設,農産物貯蔵施設等農畜産物の生産,集荷,調製,貯蔵又は出荷の用に供する施設並びにたい肥舎,種苗貯蔵施設,農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設,廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材の処理の用に供する農業廃棄物処理施設をいい,「農畜産物処理加工施設」とは,主としてその地域で生産される農畜産物を原料として処理・加工を行う,精米所,果汁(びん詰,缶詰)製造工場,漬物製造施設,野菜加工施設,製茶施設,い草加工施設,食肉処理加工施設等をいい,「農畜産物販売施設」は,主としてその地域で生産される農畜産物(当該農畜産物が処理又は加工されたものを含む。)の販売を行う施設で,農業者自ら設置する施設のほか,農業者の団体が設置する地域特産物販売施設等をいうものとする。なお,それら施設の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場,トイレ,事務所等については,それら施設と一体的に設置される場合には,それら施設に該当するものとする。ただし,それら施設に付帯して太陽光発電施設等を農地に設置する場合には,当該設備等がそれら施設と一体的に設置されること及び発電した電気をそれら施設に直接供給すること並びに発電能力がそれら施設の瞬間的な最大消費電力を超えないことまた,当該設備等の設置面積が一体として設置される施設床面積を超えない規模であるものとする。

(7) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは,農業体験施設や農家レストランなど,都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり,都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮したりすることを通じて,地域の農業に資するものをいう。

具体的には,農家民宿や地域食材提供施設,市民農園やそば打ち体験施設などの農業・農村体験施設,キャンプ場などの自然体験型レクリエーション施設など,都市農村交流のための施設が該当する。

(イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

「農業従事者」には,農業従事者の世帯員も含まれる。

また,「就業機会の増大に寄与する」か否かは,当該施設に雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安として判断することとし,当該割合が3割以上であれば,これに該当するものとして取り扱う。

この点,当該施設の用に供するために行われる農地転用に係る許可申請の受理に当たっては,申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定

を添付することを求めた上で、農業従事者の雇用の現実性の判断を行う。

なお、この雇用計画については、当該施設における雇用されることとなる者の数、地元自治体における農業従事者の数及び農業従事の実態等を踏まえ、当該施設に雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が3割以上となることが現実であると判断される内容である必要がある。

また、雇用協定においては、当該施設に雇用された農業従事者（当該施設に雇用されたことを契機に農業に従事しなくなった者を含む。以下（イ）において同じ。）の雇用実績を毎年地元自治体に報告し、当該施設に雇用された者に占める農業従事者の割合が3割未満となった場合にその割合を3割以上に増やすために講ずべき措置を併せて定める必要がある。この講ずべき措置の具体的内容としては、例えば、被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をすること、近隣自治体にまで範囲を広げて再度募集すること等である。

(ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。

具体的には、地域住民が利用する集会施設や公園、上下水道施設などが該当する。

(エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

「集落」とは、相当数の家屋の敷地がそれぞれおおむね50メートル以内の距離で連たんして集合している地域とする。この場合の家屋とは、原則として住宅とするが、一部に店舗、事務所等を含む場合についても集落に含める。

「集落に接続して」とは、申請に係る農地が、集落を構成する建物の敷地から間隔を置かないで接する位置にあり、農地が虫食的に転用されるものでなく、集落の発展の範囲内であると認められる場合は、「接続して」いるものとみなす。

「日常生活上必要な施設」のうち、転用目的が店舗である場合の業種は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第1号の「日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等の業務」に該当する業務に準ずるものとする。

「業務上必要な施設」とは、周辺の地域において居住する者が業務上利用する、店舗、事務所、工場、駐車場、作業場、資材置場等をいう。

エ 市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ロ、規則第34条）。

(ア) 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成するうえで市街地以外の地域に設置する必要があるもの

(イ) 火薬庫又は火薬類の製造施設

(ウ) その他(ア)又は(イ)に掲げる施設に類する施設

具体的には悪臭、騒音、排煙などのため市街地の居住性を悪化させるおそれがあるゴミ焼却場、下水又は糞尿等処理場、金属製品の加工処理工場などが該当する。

オ 申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するもの

に関する事業の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ハ、規則第35条）。

(7) 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。）

具体的には温泉及び鉱物等の試掘、文化財等の発掘などが該当する。

(イ) 土石その他の資源の採取

具体的には砂利、園芸用土、陶芸用土、鉱物資源などの採取であり、単なる土取りは該当しない。

(ウ) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの

なお、水産動植物の養殖用施設は、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用を許可し得ることとするものであり、「これに類するもの」には「水産ふ化場」等が該当する。

(エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの

「流通業務施設」には、トラックターミナル、卸売市場、倉庫、荷さばき場、道路貨物運送業等の事務所などが該当する。

「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。

したがって、駐車場及びトイレを備えているだけの施設は、「休憩所」に該当しない。

また、「これらに類する施設」には、車両の通行上必要な沿道サービス施設として自動車修理工場、食堂、ドライブイン等の施設が該当する。

なお、コンビニエンスストア及びその駐車場については、「休憩所」の定義に合致するもので、周辺に自動車の運転手が休憩のため利用することができる施設が少ない場合に限り「これらに類する施設」として取扱うものとする。

a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域

なお、「沿道の区域」とは、施設の間口の大部分が道路に接して建設されることをいい、引き込み道路のみが当該道路に接しているようなものは該当しない。

b 高速自動車国道その他の自動車のみ交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

なお、「高速自動車国道その他の自動車のみ交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口」とは、いわゆる「インターチェンジ」における高速自動車国道等への進入路と一般道との接続又は合流点を指し、進入路から高速自動車国道等の本線への合流点や料金所の位置を指すのではない。

(オ) 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）

なお、「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいうものである。

(カ) 第1種農地に係る法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可又は法第4

条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設

カ 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものでなければならない（令第4条第1項第2号ニ、規則第36条）。

なお、「第1種農地の割合」の算定に当たっては、事業用地に甲種農地を含む場合には、甲種農地と合わせて第1種農地とカウントする。したがって、第1種農地以外の土地とは、第2種農地及び第3種農地に区分される農地と山林、原野、宅地等の農地等以外の地目の土地をいう。

キ 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で、次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ホ、規則第37条）。

(7) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業（太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。）

(イ) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成

(ロ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第1項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項に規定する勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第10条第1項若しくは第2項に規定する命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事

(エ) 非常災害のために必要な応急処置

(オ) 土地改良法第7条第4項（独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下単に「旧独立行政法人緑資源機構法」という。）第15条第6項又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定によりなお効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下単に「旧農用地整備公団法」という。）第21条第6項において準用する場合を含む。）に規定する非農用地区域（以下単に「非農用地区域」という。）と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良法第7条第1項の土地改良事業計画（以下単に「土地改良事業計画」という。）、旧独立行政法人緑資源機構法第15条第1項に規定する特定地域整備事業実施計画（以下単に「特定地域整備事業実施計画」という。）又は旧農用地整備公団法第21条第1項に規定する農用地整備事業実施計画（以下単に「農用地整備事業実施計画」という。）に定められた用途に供する行為

(カ) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載された土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において行われる工場又は事業場の設置

(キ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）附則第5条第1項第1号に掲げる業務

- (農業上の土地利用との調整が調った土地の区域内において行われるものに限る。)
- (ク) 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第1項に規定する集落地区計画の定められた区域（農業上の土地利用との調整が調ったもので、集落地区整備計画（同条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められたものに限る。）内において行われる同項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備
- (ケ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画（同法第4条第4項又は第5項に規定する協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設
- (コ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域（以下単に「農用地土壌汚染対策地域」という。）として指定された地域内にある農用地（同法第2条第1項に規定する農用地をいう。以下(コ)及び第2の1の(8)のテにおいて同じ。）（同法第5条第1項に規定する農用地土壌汚染対策計画（以下単に「農用地土壌汚染対策計画」という。）において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。第2の1の(8)のテにおいて同じ。）その他の農用地の土壌の同法第2条第3項に規定する特定有害物質（以下単に「特定有害物質」という。）による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業
- (カ) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第2項第4号に規定する復興整備事業であって、次に掲げる要件に該当するもの
- i 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項第2号に掲げる地域をその区域とする市町村が作成する同項に規定する復興整備計画に係るものであること。
 - ii 東日本大震災復興特別区域法第47条第1項に規定する復興整備協議会における協議が調ったものであること。
 - iii 当該市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。
 - iv 当該市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (シ) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第7条第1項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第7条第4項第1号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備
- ク 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）並びに地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平

成4年法律第76号) (以下これらの法律を総称して「地域整備法」という。)の定めるところに従って行われる場合で令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までのいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で(ア)の要件に該当するものであること。

「地域の農業の振興に関する計画」とは土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(イ)に掲げる計画に限られる(令第4条第1項第2号へ、規則第38条及び第39条)。

(ア) (イ)に掲げる計画においてその種類、位置及び規模が定められている施設(農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第4条の4第1項第26号の2に規定する計画にあっては、同号に規定する農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内において設置するものとして当該計画に定められている施設)を(イ)の計画に従って整備するため行われるものであること。

(イ) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画

3 甲種農地(令第6条)

(1) 定義

甲種農地は、第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械(農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)第2条第3項に規定する高性能農業機械をいう。)による営農に適するものと認められること(令第6条第1号、規則第41条)。

イ 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したもの以外のもの。ただし、特定土地改良事業等のうち、農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることによって当該農地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業(いわゆる面的整備事業)で次に掲げる基準に適合するものの施行に係る区域内にあるものに限られる(令第6条第2号、規則第42条)。

なお、「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあっては、土地改良法第113条の2第2項又は第3項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあっては事業実績報告等により確認する。

また、「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画段階であるものは含まない。

(ア) 2の(1)のイの(ア)のbからeまでに掲げる事業のいずれかに該当する事業であること。

(イ) 次のいずれかに該当する事業であること。

a 国又は都道府県が行う事業

b 国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部又は一部を補助する事業

(2) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可することができる。この場合、甲種農地が特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可し得る場合は、第1種農地より更に限定される。

ア 2の(2)のアに該当する場合（法第4条第6項ただし書）

イ 2の(2)のイに該当する場合（令第4条第1項第2号柱書，同項第1号イ）

ウ 申請に係る農地を、農業用施設，農畜産物処理加工施設，農畜産物販売施設又は2の(2)のウの(ア)から(エ)までに掲げる施設の用に供するため行われるものであること（2の(2)のウの(ア)から(エ)までに掲げる施設にあっては、甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限り，同(エ)に掲げる施設にあっては、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。）（令第4条第1項第2号イ，規則第33条）。

「甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的，事業面積，立地場所等を勘案し，申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地，第1種農地，第2種農地や第3種農地があるか否か，②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

エ 2の(2)のオのうち，(ア)から(オ)までの いずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ハ，規則第35条）。

オ 2の(2)のカに該当する場合（令第4条第1項第2号ニ，規則第36条）

カ 2の(2)のキのうち，(イ)，(エ)，(オ)又は(ク)から(コ)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ホ，規則第37条）。

キ 2の(2)のクに該当する場合（令第4条第1項第2号ヘ，規則第38条及び第39条）

4 第3種農地（法第4条第6項第1号ロ(1)）

(1) 定義

第3種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地のうち、次に掲げる区域内にあるものである（令第7条，規則第43条及び第44条）。

なお、申請に係る農地が第3種農地の要件に該当する場合は、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第3種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロかつこ書）。

ア 道路，下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達している区域（令第7条第1号，規則第43条）

(ア) 水管，下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（幅員4メートル以上の道及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい，2の(2)のオの(エ)のbに規定する道路及び農業用道路を除く。）の沿道

の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

なお、「容易にこれらの施設の便益を享受することができる」農地とは、水管等が埋設された道路に接している農地であり、水管等が埋設されている道路に接していない農地は、当該道路と接している農地と併せて転用する場合であっても、当該基準により第3種農地に区分されるものではない。

また、「教育施設」には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び大学が該当し、「医療施設その他の公共施設又は公益的施設」は、市街化の指標となり、かつ住宅等の施設を誘引することが期待できるものを対象とする。

(イ) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

- a 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
- b 2の(2)のオの(エ)のbに規定する道路の出入口
- c 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場（これらの支所を含む。）
- d その他 a から c までに掲げる施設に類する施設

具体的には、自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル及び同条第7項に規定する専用バスターミナルが該当する。しかし、消防署、警察署や公民館などは該当しない。

イ 宅地化の状況が次に掲げる程度に達している区域（令第7条第2号、規則第44条）

(ア) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。

なお、当規定により第3種農地と区分される農地は、当該区域内に介在している農地のことであって、当規定の区域に隣接又は近接する農地は含まない。

(イ) 街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていること。

(ウ) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）。

なお、「農業上の土地利用との調整」は、別に定めるところにより行うものとする。

ウ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業とし規則で定めるものの施行に係る区域（令第7条第3号）

なお、「これに準ずる事業」として現時点で該当するものがないので、規則には定められていない。

(2) 許可の基準

第3種農地の転用は、許可することができる。

5 第2種農地（法第4条第6項第1号ロ(2)）

(1) 定義

第2種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、4の区域に近接

する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地のうち、次に掲げる区域内にあるものである（令第8条、規則第45条及び第46条）。

なお、申請に係る農地が第2種農地の要件に該当する場合は、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第2種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロかつこ書）。

ア 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて4の(1)のアに掲げる区域に該当するものとなることを見込まれる区域として次に掲げるもの

(ア) 相当数の街区を形成している区域

なお、「相当数の街区を形成している区域」とは、道路（農業用道路を除く。）が網状に配置されていることにより複数の街区が存在している状況をいう。

(イ) 4の(1)のアの(イ)のa、c又はdに掲げる施設の周囲おおむね500メートル（当該施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合にあっては、その割合が40パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は1キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域

イ 宅地化の状況からみて4の(1)のイに掲げる区域に該当するものとなることを見込まれる区域として、宅地化の状況が4の(1)のイの(ア)に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの

(2) 許可の基準

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可をすることができない。

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ただし、この場合であっても、次の場合には、例外的に許可することができる。

ア 転用行為が土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。

イ 転用行為が2の(2)のウ、エ、キ又はクいずれかに該当する場合（令第4条第2項）。

この場合、2の(2)のウの(ア)から(エ)までに掲げる施設にあっては、第2種農地以外の周辺の土地に設置することによってその目的を達成することができると認められるものであっても許可することができる（規則第33条かつこ書）。

なお、第1種農地において例外的に許可される場合のうち2の(2)のイ、オ又はカの場合は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによ

ては当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため第2種農地の転用を許可し得るものであることから、あらためて政令で規定されていないものである。

6 その他の農地（第2種農地）

(1) 定義

農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地（5に規定するものに限る。（2）において同じ。）及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等が該当する。

(2) 許可の基準

法第4条第6項第2号により、第2種農地の場合と同様の基準となる。

第2 立地基準以外の基準（一般基準，法第4条第6項第3号から第5号）

第1の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。

1 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合（法第4条第6項第3号）

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(1) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと（法第4条第6項第3号）。

過去に許可を受けた転用事業者が、特別な理由がないにもかかわらず計画どおりに転用事業を行っていない場合や、無断転用等の農地法違反行為があり、是正がなされていない場合には、転用行為を行うのに必要な「信用」があるとは認められないものとする。

なお、申請者の適格性についてもこの基準により判断する。申請者が自然人の場合、法律上行為能力を有する者であることが必要で、例えば、未成年者が申請人である場合には親権者等の、被保佐人が申請者である場合には保佐人の同意を得た申請でなければならない。また、法人の場合では、申請に係る事業の内容が定款又は寄附行為等において定められた目的又は業務に適合するものでなければならない。

(2) 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないこと（法第4条第6項第3号）。

なお、「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本文に掲げる権利（地上権、永小作権、質権、賃借権による権利）をいうほか、共有地の一部を土地所有者の1人が転用する場合の他の土地所有者の所有権をいう。

(3) 法第4条第1項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと（規則第47条第1号）。

なお、申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、上記理由に該当し、申

請に係る農地を申請に係る用途に供することが确实と認められない。

また、「遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する」とは、速やかに工事に着手し、必要最小限の期間で申請に係る用途に供されることをいう。

- (4) 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと（規則第47条第2号）。

なお、許認可等を必要とする関連法令の主なものは別表のとおりである。

- (5) 申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること（規則第47条第2号の2）。

- (6) 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと（規則第47条第3号）。

転用目的実現のために、農地以外の土地を必要とする場合には、申請者が利用する権原を有していること。

- (7) 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと（規則第47条第4号）。

転用事業の内容、類似施設における通常の規模、当該農地の形状、周辺の土地利用の状況等を勘案し、転用目的実現のために申請の面積が必要であること。

なお、転用目的が住宅である場合において、住宅の敷地として利用される土地（併せて利用する土地を含む。）の面積は原則として500平方メートル以下（転用目的が農家住宅である場合は、農作業のための作業場等が必要であることから原則として1,000平方メートル以下）とし、上記面積に占める建物の建築面積の割合（建蔽率）は、原則として22パーセント以上となること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その部分の面積を土地の面積に加えても差し支えない。

ア 申請に係る農地又は採草放牧地の地形、形状又は周辺の土地利用状況等により、転用に係る必要最小限度の面積を差し引いた後の農地又は採草放牧地が農業上利用しがたい過小な残地となる場合

イ 地形上の理由により、法面を設けなければ土砂等の崩壊のおそれがあるため、法面を設ける必要がある場合

ウ 申請目的を達成するために、用排水路や農道の付け替え措置を講じなければならない場合及び連絡道路又は排水路等を設けなければならない場合

エ 法令等の規制により保安敷地等を確保する必要がある場合

オ その他特段の事情があり、真にやむを得ないと認められる場合

また、公共事業による収用移転に伴う転用で、従前の面積が上記面積を超える場合は、従前の面積を限度とする。

- (8) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない（規則第47条第5号）。

ア 農業構造の改善に資する事業の実施により農業の振興に資する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農

地が当該施設の用に供されることが確実に認められるとき。

「農業構造の改善に資する事業」とは経営構造対策事業をいう。また、「当該農地が当該施設の用に供されることが確実に」とは、「経営構造対策事業の実施と農地転用許可との調整について」（平成12年3月29日付け、12構改B335号農林水産省構造改善局長名通知）記の1及び2による調整を了したものをいう。

イ 農業協同組合が農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第5項に規定する事業の実施により工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

ウ 農地中間管理機構が農業用施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実に認められるとき。

エ 第1の2の(2)のクの(イ)に規定する計画に従って工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

オ 非農用区域内において当該非農用区域に係る土地改良事業計画、特定地域整備事業実施計画又は農用地整備事業実施計画に定められた用途に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該用途に供されることが確実に認められるとき。

カ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。（ただし、宅地建物取引業の免許登録をしている者に限る。）

なお、「農業上の土地利用との調整」は、別に定めるところにより行うものとする。

キ 都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている地域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において、同法第34条第10号の規定に該当するものとして同法第29条第1項の許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

なお、「農業上の土地利用との調整」は、別に定めるところにより行うものとする。

ク 集落地域整備法第5条第1項に規定する集落地区計画が定められている区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において集落地区整備計画に定められる建築物等に関する事項に適合する建築物等の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの建築物等の用に供されることが確実に認められるとき。

なお、「農業上の土地利用との調整」は、別に定めるところにより行うものとする。

ケ 国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された法人、地方公共団体の出資により設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、土地開発公社又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項又は第2項の規定により定められた同条第1項に規定する実施計画に基づき同条第3項第1号に規定する工業等

導入地区内において同項第6号に規定する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

- コ 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第7条第1項に規定する同意基本構想に基づき同法第4条第2項第3号に規定する重点整備地区内において同法第2条第1項に規定する特定施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実に認められるとき。
- サ 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第11条第1項に規定する同意基本構想に基づき同法第7条第2項第3号に規定する重点整備地区内において同項第4号に規定する中核的施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実に認められるとき。
- シ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づき同法第2条第2項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第6条第5項に規定する教養文化施設等の用に供される土地を造成するため又は同条第4項に規定する拠点地区内において同法第2条第3項に規定する産業業務施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。
- ス 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和63年法律第47号）第3条第1項の認定を受けた同項に規定する宅地開発事業計画に従って住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。
- セ 地方公共団体（都道府県及び指定市町村を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合
- ソ 電気事業者又は独立行政法人水資源機構その他国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人が、ダム建設に伴い移転が必要となる工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合
- タ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項第3号に規定する事業協同組合等が同号に規定する事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合
- チ 地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会若しくは土地開発公社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。
- ツ 土地開発公社が土地収用法第3条各号に掲げる施設を設置しようとする者から委託を受けてこれらの施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

テ 農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地その他の農用地の土壌の特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業の実施により農地を農地以外のものにする場合

2 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第4号）

申請に係る農地の転用行為により、次のとおり周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、転用の許可をすることができない。

(1) 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合
なお、「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉍煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障がある場合をいう。

(2) 農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(3) その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」としては、法に例示されているもののほか、次に掲げる場合が想定される。

ア 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合

イ 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

ウ 農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

3 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第4条第6項第5号）。

「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する」とは、一時的に、資材置場、土砂置場、駐車場、飯場、道路、イベント会場など農地への原状回復が容易にできる施設に供するため農地を利用することをいい、農地改良（農地を改良する目的で行う農地の区画形質を変更する行為）のうち、建設工事残土等により盛土されるなど土砂を捨てることが主目的と解される場合も含まれるものとする。

なお、農地改良を目的とした農地転用の取扱いについては、この基準によるほか別に定める要綱によることとする。

「一時的な利用」とは、申請に係る目的を達成できる必要最小限の期間をいうものであり、農地への復元期間を含めて5年以内の期間に限定するものとする。ただし、農用地区域内農地については3年以内の期間に限定するものとする。

また、「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、すみやかに農地として利用できる状態に回復されることをいう。

第2章 農地法第5条第1項の許可に係る審査基準

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による許可をするか否かの判断に当たっては、法令の規定によるほか、次の基準によるものとする。

なお、法第5条第1項の許可の基準の内容は、採草放牧地の転用のための権利移動に係る場合を含め、次の2点を除き法第4条第1項の許可の基準の内容と基本的には異なるものではない（法第5条第2項）。

- ① 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合には、許可をすることができないこと（法第5条第2項第5号）。
- ② 農地を採草放牧地にするため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるときは、許可をすることができないこと（法第5条第2項第7号）。

第1 営農条件等からみた農地又は採草放牧地の区分に応じた許可基準（立地基準。法第5条第2項第1号及び第2号）

申請に係る農地又は採草放牧地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断する。具体的な農地又は採草放牧地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。

なお、立地基準に適合する場合であっても、第2の一般基準に適合しなければ、許可をすることはできない。

1 農用地区域内農地（法第5条第2項第1号イ）

(1) 定義

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（以下「農用地区域」という。同条第8条第2項第1号）内にある農地又は採草放牧地である。

(2) 許可の基準

農用地区域内にある農地又は採草放牧地を転用するため、これらの土地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得し、又は設定する場合には、原則として許可をすることができない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われる場合（法第5条第2項ただし書）

イ 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる場合（法第5条第2項ただし書）

ウ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たす一時転用の場合（農地法施行令（昭和27年政

令第445号。以下「令」という。) 第11条第1項第1号)

(7) 申請に係る農地又は採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められること。

「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する」とは、一時的に、資材置場、土砂置場、駐車場、飯場、道路、イベント会場など農地又は採草放牧地への原状回復が容易にできる施設に供するため農地又は採草放牧地を利用することをいい、農地改良（農地を改良する目的で行う農地の区画形質を変更する行為）のうち、建設工事残土等により盛土されるなど土砂を捨てることが主目的と解される場合も含まれるものとする。

なお、農地改良を目的とした農地転用の取扱いについては、この基準によるほか別に定める要綱によることとする。

「一時的な利用」とは、申請に係る目的を達成できる必要最小限の期間をいうものであり、(イ)の要件にかんがみ農地又は採草放牧地への復元期間も含めて3年以内の期間であれば、「一時的な利用」に該当する。

また、期間を通算すれば3年を超えることとなる場合には、事業計画の変更による期間の延長や一時転用許可の更新は行わない。

ただし、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用については、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成25年3月31日付通知24農振第2657号。以下、「営農型太陽光発電通知」という。）に準じる。

また、「当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められる」とは、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成できないと認められる場合であって、かつ、利用の目的が当該農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地として利用することと比較して優先すべきものであると認められる（具体的には、2の(2)のア又はウからクまでのいずれかに該当するものが対象となり得る）場合をいう。

特に砂利の採取を目的とする一時転用については、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。

(a) 砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋戻し及び廃土の処理を行うことにより、転用期間内に確実に当該農地を復元することを担保するため、次のいずれかの措置が講じられていること。

i 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により都道府県知事の認可を受けた採取計画（以下「採取計画」という。）が当該砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）との連名で策定されており、かつ、当該砂利採取業者及び当該団体が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。

ii 当該農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力及び信用を有する者（以下「保証人」という。）の三者間の契約において、次に掲げる事項が定められていること。

① 当該砂利採取業者が採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときには、保証人がこれらの行為を当該砂利採取

業者に代わって行うこと。

② 当該砂利採取業者が適当な第三者機関に採取跡地の埋戻し及び農地の復元が担保するのに必要な金額の金銭等を預託すること。

③ 保証人が当該砂利採取業者に代わって採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行ったとき、②の金銭等をその費用に充当することができること。

(b) 砂利採取業者の農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であると認められるものであること。また、当該農地について土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業が計画されている場合においては、当該土地改良事業の計画と農地の復元に関する計画との調整が行われていること。

(イ) 農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画（以下単に「農業振興地域整備計画」という。）の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること。

「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合」とは、例えば、転用行為の時期、位置等からみて農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の土地基盤整備事業の施行の妨げとなる場合、工場、住宅団地を建設するための地質調査を行う場合のように転用目的の最終目的が農用地区域の性格と相容れない場合等である。

2 第1種農地（法第5条第2項第1号ロ）

(1) 定義

農用地区域内にある農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地であって、良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として次に掲げる要件に該当するもののうち3の甲種農地以外のものをいう。

ただし、申請に係る農地又は採草放牧地が第1種農地の要件に該当する場合であっても、4の第3種農地又は5の第2種農地の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第3種農地又は第2種農地として区分される（法第5条第2項第1号ロかつこ書）。

ア 集団的に存在している農地又は採草放牧地（令第12条第1号）

おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地又は採草放牧地の区域内にある農地又は採草放牧地

なお、「おおむね」の範囲は、1割程度（以下において同じ。）とする。

また、「一団の農地又は採草放牧地」とは、山林、宅地、河川、堤防、鉄道、自動車専用道路等に包囲されている農地又は採草放牧地のまとまりをいい、内部に農道、水路、防風林が配置されたり、農業用倉庫、温室、農家住宅等が点在していても集団性を分断しているとはいえない。

道路が分断要件となるかどうかは、農業機械が容易に横断できるか等農作業に支障が生じるかどうかにより判断するものとし、道路幅員、車線数、中央分離帯の有無や交通量等により総合的に判断し国道、県道等の道路の種別のみをもって分断要件を判断するものではない。

そして、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。

イ 土地改良事業の施行の区域内にある農地又は採草放牧地（令第12条第2号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地又は採草放牧地

「施行に係る区域内」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

なお、(ア) a の農業用排水施設の新設又は変更の事業については、受益が広範囲に及ぶことが多く、生産性の低い孤立した農地が不可避免的に受益地に含まれている場合があるので、そのことのみをもって第1種農地として取り扱わず、生産性と併せて総合的に判断するものとする。

(ア) 次のいずれかに該当する事業（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）であること（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。）第40条第1号）。

- a 農業用排水施設の新設又は変更
- b 区画整理
- c 農地又は採草放牧地の造成（昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- d 埋立て又は干拓
- e 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業

(イ) 次のいずれかに該当する事業であること（規則第40条第2号）。

- a 国又は地方公共団体が行う事業
- b 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業
- c 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）に基づき公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業
- d 公庫から資金の貸付けを受けて行う事業（cに掲げる事業を除く。）

ウ 農業生産力の高い農地又は採草放牧地（令第12条第3号）

傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地又は採草放牧地を超える生産をあげることができると思われる農地又は採草放牧地

なお、本要件の判断に当たっては、市町村の統計資料や農地区分ごとの収量、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の規定による基準収穫量その他の資料により総合的に判断する。

(2) 許可の基準

第1種農地の転用は、原則として許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可することができる。

ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第5条第2項ただし書）。

イ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること（令第11条第1項第2号柱書、同項第1号イ）。

「一時的な利用」とは、申請に係る目的を達成できる必要最小限の期間をいうものであり、特段の事情がない限り5年以内の期間（復元に要する期間も含む。）に限定する。

ただし、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用については、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成25年3月31日付通知24農振第2657号。以下、「営農型太陽光発電通知」という。）に準じる。

また、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する」及び「当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる」についての考え方及び取扱いは、1の(2)のウの(ア)と同様である。

なお、砂利採取を目的とする一時転用については、1の(2)のウの(ア)の(a)及び(b)に掲げる要件を全て満たす必要がある。

ウ 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げる施設（次に掲げるものにあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）の用に供するために行われるものであること（令第11条第1項第2号イ、規則第33条）。

なお、「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺や申請地周辺に当該事業目的が達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

また、「農業用施設」とは、農業用道路、農業用排水路、防風林等農地等の保全又は利用の増進上必要な施設及び畜舎、温室、植物工場（閉鎖された空間において農作物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設並びにたい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設、**廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材の処理の用に供する農業廃棄物処理施設**をいい、「農畜産物処理加工施設」とは、主としてその地域で生産される農畜産物を原料として処理・加工を行う、精米所、果汁（びん詰、缶詰）製造工場、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等をいい、「農畜産物販売施設」は、主としてその地域で生産される農畜産物（当該農畜産物が処理又は加工されたものを含む。）の販売を行う施設で、農業者自ら設置する施設のほか、農業者の団体等が設置する地域特産物販売施設等をいうものとする。なお、それら施設の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、トイレ、事務所等については、それら施設と一体的に設置される場合には、それら施設に該当するものとする。ただし、それら施設に付帯して太陽光発電施設等を農地に設置する場合には、当該設備等がそれら施設と一体的に設置されること及び発電した電気をそれら施設に直接供給すること並びに発電能力がそれら施設の瞬間的な最大消費電力を超えないことまた、当該設備等の設置面積が一体として設置される施設床面積を超えない規模であるものとする。

(7) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど、都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮したりすることを通じて、地域の農業に資するものをいう。

具体的には、農家民宿や地域食材提供施設、市民農園やそば打ち体験施設などの農業・農村体験施設、キャンプ場などの自然体験型レクリエーション施設など、都市農村交流のための施設が該当する。

(イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。

また、「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設に雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安として判断することとし、当該割合が3割以上であれば、これに該当するものとして取り扱う。

この点、当該施設の用に供するために行われる農地転用に係る許可申請の受理に当たっては、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めた上で、農業従事者の雇用の確実性の判断を行う。

なお、この雇用計画については、当該施設における雇用されることとなる者の数、地元自治体における農業従事者の数及び農業従事の実態等を踏まえ、当該施設に雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が3割以上となることが確実であると判断される内容である必要がある。

また、雇用協定においては、当該施設に雇用された農業従事者（当該施設に雇用されたことを契機に農業に従事しなくなった者を含む。以下(イ)において同じ。）の雇用実績を毎年地元自治体に報告し、当該施設に雇用された者に占める農業従事者の割合が3割未満となった場合にその割合を3割以上に増やすために講ずべき措置を併せて定める必要がある。この講ずべき措置の具体的内容としては、例えば、被雇用者の年齢条件を緩和した上で再度募集をすること、近隣自治体にまで範囲を広げて再度募集すること等である。

(ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。

具体的には、地域住民が利用する集会施設や公園、上下水道施設などが該当する。

(エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

「集落」とは、相当数の家屋の敷地がそれぞれおおむね50メートル以内の距離で連たんして集合している地域とする。この場合の家屋とは、原則として住宅とするが、一部に店舗、事務所等を含む場合についても集落に含める。

「集落に接続して」とは、申請に係る農地又は採草放牧地が、集落を構成する建物の敷地から間隔を置かないで接する位置にあり、農地が虫食的に転用されるものでなく、集落の発展の範囲内であると認められる場合は、

「接続して」いるものとみなす。

「日常生活上必要な施設」のうち、転用目的が店舗である場合の業種は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第1号の「日常生活のため必

要な物品の販売，加工，修理等の業務」に該当する業務に準ずるものとする。

「業務上必要な施設」とは，周辺の地域において居住する者が業務上利用する，店舗，事務所，工場，駐車場，作業場，資材置場等をいう。

エ 市街地に設置することが困難又は不適當なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること（令第11条第1項第2号ロ，規則第34条）。

(7) 病院，療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成するうえで市街地以外の地域に設置する必要があるもの

(イ) 火薬庫又は火薬類の製造施設

(ウ) その他(7)又は(イ)に掲げる施設に類する施設

具体的には悪臭，騒音，排煙などのため市街地の居住性を悪化させるおそれがあるゴミ焼却場，下水又は糞尿等処理場，金属製品の加工処理工場などが該当する。

オ 申請に係る農地又は採草放牧地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第11条第1項第2号ハ，規則第35条）。

(7) 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。）

具体的には温泉及び鉱物等の試掘，文化財等の発掘などが該当する。

(イ) 土石その他の資源の採取

具体的には砂利，園芸用土，陶芸用土，鉱物資源などの採取であり，単なる土取りは該当しない。

(ウ) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの

なお，水産動植物の養殖用施設は，水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用を許可し得ることとするものであり，「これに類するもの」には「水産ふ化場」等が該当する。

(エ) 流通業務施設，休憩所，給油所その他これらに類する施設で，次に掲げる区域内に設置されるもの

「流通業務施設」には，トラックターミナル，卸売市場，倉庫，荷さばき場，道路貨物運送業等の事務所などが該当する。

「休憩所」とは，自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって，駐車場及びトイレを備え，休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。したがって，駐車場及びトイレを備えているだけの施設は，「休憩所」に該当しない。

また，「これらに類する施設」には，車両の通行上必要な沿道サービス施設として自動車修理工場，食堂，ドライブイン等の施設が該当する。

なお，コンビニエンスストア及びその駐車場については，「休憩所」の定義に合致するもので，周辺に自動車の運転手が休憩のため利用することができる施設が少ない場合に限り「これらに類する施設」として取扱うものとする。

a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域

なお，「沿道の区域」とは，施設の間口の大部分が道路に接して建設されることをいい，引き込み道路のみが当該道路に接しているようなものは該当しない。

b 高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道

路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

なお、「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路(高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)の出入口」とは、いわゆる「インターチェンジ」における高速自動車国道等への進入路と一般道との接続又は合流点を指し、進入路から高速自動車国道等の本線への合流点や料金所の位置を指すのではない。

(オ) 既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)

なお、「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいうものである。

(カ) 第1種農地に係る法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可又は法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設

カ 申請に係る農地又は採草放牧地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものでなければならない(令第11条第1項第2号ニ、規則第54条)。

なお、「第1種農地の割合」の算定に当たっては、事業用地に甲種農地を含む場合には、甲種農地と合わせて第1種農地とカウントする。したがって、第1種農地以外の土地とは、第2種農地及び第3種農地に区分される農地又は採草放牧地と山林、原野、宅地等の農地又は採草放牧地等以外の地目の土地をいう。

キ 申請に係る農地又は採草放牧地を公益性が高いと認められる事業で、次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること(令第11条第1項第2号ホ、規則第37条)。

(ア) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業(太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。)

(イ) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成

(ウ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第24条第1項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第9条第3項に規定する勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第10条第1項若しくは第2項に規定する命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事

(エ) 非常災害のために必要な応急処置

(オ) 土地改良法第7条第4項(独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するとされた旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号。以下単に「旧独立行政法人緑資源機構法」という。))第15条第6項又は独立行政法人森林総合研

- 究所法附則第11条第3項の規定によりなお効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下単に「旧農用地整備公団法」という。）第21条第6項において準用する場合を含む。）に規定する非農用地区域（以下単に「非農用地区域」という。）と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良法第7条第1項の土地改良事業計画（以下単に「土地改良事業計画」という。）、旧独立行政法人緑資源機構法第15条第1項に規定する特定地域整備事業実施計画（以下単に「特定地域整備事業実施計画」という。）又は旧農用地整備公団法第21条第1項に規定する農用地整備事業実施計画（以下単に「農用地整備事業実施計画」という。）に定められた用途に供する行為
- (カ) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載された土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において行われる工場又は事業場の設置
 - (キ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）附則第5条第1項第1号に掲げる業務（農業上の土地利用との調整が調った土地の区域内において行われるものに限る。）
 - (ク) 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第1項に規定する集落地区計画の定められた区域（農業上の土地利用との調整が調ったもので、集落地区整備計画（同条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められたものに限る。）内において行われる同項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備
 - (ケ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画（同法第4条第4項又は第5項に規定する協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設
 - (コ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域（以下単に「農用地土壌汚染対策地域」という。）として指定された地域内にある農用地（同法第2条第1項に規定する農用地をいう。第2の1の(8)のテにおいて同じ。）（同法第5条第1項に規定する農用地土壌汚染対策計画（以下単に「農用地土壌汚染対策計画」という。）において農用地として利用すべき土地の区域として区分された土地の区域内にある農用地を除く。）その他の農用地の土壌の同法第2条第3項に規定する特定有害物質（以下単に「特定有害物質」という。）による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業
 - (カ) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第2項第4号に規定する復興整備事業であって、次に掲げる要件に該当するもの
 - i 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項第2号に掲げる地域をその区域とする市町村が作成する同項に規定する復興整備計画に係るものであること。
 - ii 東日本大震災復興特別区域法第47条第1項に規定する復興整備協議会における協議が調ったものであること。

- iii 当該市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。
- iv 当該市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (シ) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第7条第1項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第7条第4項第1号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備
- ク 農村地域工業導入等促進法（昭和46年法律第112号）、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）並びに地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）（以下これらの法律を総称して「地域整備法」という。）の定めるところに従って行われる場合で令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までのいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で(ア)の要件に該当するものであること
「地域の農業の振興に関する計画」とは土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(イ)に掲げる計画に限られる（令第11条第1項第2号へ、規則第38条及び第39条）。
- (ア) (イ)に掲げる計画においてその種類、位置及び規模が定められている施設（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第26号の2に規定する計画にあっては、同号に規定する農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内において設置するものとして当該計画に定められている施設）を(イ)の計画に従って整備するため行われるものであること。
- (イ) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画

3 甲種農地（令第13条）

(1) 定義

甲種農地は、第1種農地の要件に該当する農地又は採草放牧地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として次に掲げる要件に該当するものである。

ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地又は採草放牧地の区域内にある農地又は採草放牧地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第2条第3項に規定する高性能農業機械をいう。）による営農に適するものと認められること（令第13条第1号、規則第55条（規則第41条を引用））。

イ 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地又は採草放牧地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したもの以外のもの。ただし、特定土地改良事業等のうち、農地又は採草放牧地を開発する

こと又は農地又は採草放牧地の形質に変更を加えることによって当該農地又は採草放牧地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業（いわゆる面的整備事業）で次に掲げる基準に適合するものの施行に係る区域内にあるものに限られる（令第13条第2号，規則第56条（規則第42条を引用））。

なお、「工事が完了した年度」については，土地改良事業の工事の場合にあっては，土地改良法第113条の2第2項又は第3項の規定による公告により，土地改良事業以外の事業の工事の場合にあっては事業実績報告等により確認する。

また，「施行に係る区域」には，特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく，特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが，特定土地改良事業等の調査計画段階であるものは含まない。

(ア) 2の(1)のイの(ア)のbからeまでに掲げる事業のいずれかに該当する事業であること。

(イ) 次のいずれかに該当する事業であること。

a 国又は都道府県が行う事業

b 国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部又は一部を補助する事業

(2) 許可の基準

甲種農地の転用は，原則として許可をすることができない。

ただし，転用行為が次のいずれかに該当する場合には，例外的に許可をすることができる。この場合，甲種農地が特に良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地であることにかんがみ，許可し得る場合は，第1種農地より更に限定される。

ア 2の(2)のアに該当する場合（法第5条第2項ただし書）

イ 2の(2)のイに該当する場合（令第11条第1項第2号柱書，同項第1号イ）

ウ 申請に係る農地を，農業用施設，農畜産物処理加工施設，農畜産物販売施設又は2の(2)のウの(ア)から(エ)までに掲げる施設の用に供するため行われるものであること（2の(2)のウの(ア)から(エ)までに掲げる施設にあっては，甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る，同(エ)に掲げる施設にあっては，敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。）（令第11条第1項第2号イ，（令第4条第1項第2号イ及び規則第33条を引用））。

「甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については，①当該申請に係る事業目的，事業面積，立地場所等を勘案し，申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地，第1種農地，第2種農地や第3種農地があるか否か，②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

エ 2の(2)のオのうち，(ア)から(オ)までの いずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第11条第1項第2号ハ，規則第35条）。

オ 2の(2)のカに該当する場合（令第11条第1項第2号ニ，規則第54条）

カ 2の(2)のキのうち，(イ)，(エ)，(オ)又は(ク)から(コ)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第11条

第1項第2号ホ，規則第37条）。

キ 2の(2)のクに該当する場合（令第11条第1項第2号へ，規則第38条及び第39条）

4 第3種農地（法第5条第2項第1号ロ(1)）

(1) 定義

第3種農地は，農用区域内にある農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地であって，市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地のうち，次に掲げる区域内にあるものである（令第14条，規則第43条及び第44条）。

なお，申請に係る農地又は採草放牧地が第3種農地の要件に該当する場合は，同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても，第3種農地として区分される（法第5条第2項第1号ロかっこ書）。

ア 道路，下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達している区域（令第14条（令第7条第1号及び規則第43条を引用））

(ア) 水管，下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（幅員4メートル以上の道及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい，2の(2)のオの(エ)のbに規定する道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であって，容易にこれらの施設の便益を享受することができ，かつ，申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設，医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

なお，「容易にこれらの施設の便益を享受することができる」農地とは，水管等が埋設された道路に接している農地であり，水管等が埋設されている道路に接していない農地は，当該道路と接している農地と併せて転用する場合であっても，当該基準により第3種農地に区分されるものではない。

また，「教育施設」には，幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び大学が該当し，「医療施設その他の公共施設又は公益的施設」は，市街化の指標となり，かつ住宅等の施設を誘引することが期待できるものを対象とする。

(イ) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

- a 鉄道の駅，軌道の停車場又は船舶の発着場
- b 2の(2)のオの(エ)のbに規定する道路の出入口
- c 都道府県庁，市役所，区役所又は町村役場（これらの支所を含む。）
- d その他 a から c までに掲げる施設に類する施設

具体的には，自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル及び同条第7項に規定する専用バスターミナルが該当する。しかし，消防署，警察署や公民館などは該当しない。

イ 宅地化の状況が次に掲げる程度に達している区域（令第14条（令第7条第2号及び規則第44条を引用））

(ア) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。

なお，当規定により第3種農地と区分される農地は，当該区域内に介在している農地のことであって，当規定の区域に隣接又は近接する農地は含まな

い。

(イ) 街区（道路，鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川，水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていること。

(ウ) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）。

なお，「農業上の土地利用との調整」は，別に定めるところにより行うものとする。

ウ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として省令で定めるものの施行に係る区域（令第14条（令第7条第3号を引用））

なお，「これに準ずる事業」として現時点で該当するものがないので，省令は定められていない。

(2) 許可の基準

第3種農地の転用は，許可することができる。

5 第2種農地（法第5条第2項第1号ロ(2)）

(1) 定義

第2種農地は，農用区域内にある農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地であって，4の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地のうち，次に掲げる区域内にあるものである（令第15条（令第8条及び規則第45条並びに第46条を引用））。

なお，申請に係る農地又は採草放牧地が第2種農地の要件に該当する場合は，同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても，第2種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロかっこ書）。

ア 道路，下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて4の(1)のアに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として次に掲げるもの

(ア) 相当数の街区を形成している区域

なお，「相当数の街区を形成している区域」とは，道路（農業用道路を除く。）が網状に配置されていることにより複数の街区が存在している状況をいう。

(イ) 4の(1)のアの(イ)のa，c又はdに掲げる施設の周囲おおむね500メートル（当該施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合にあっては，その割合が40パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は1キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域

イ 宅地化の状況からみて4の(1)のイに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として，宅地化の状況が4の(1)のイの(ア)に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で，その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの

(2) 許可の基準

第2種農地の転用は、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可をすることができない。

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ただし、この場合であっても、次の場合には、例外的に許可をすることができる。

ア 転用行為が土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第5条第2項ただし書）。

イ 転用行為が2の(2)のウ、エ、キ又はクのいずれかに該当する場合（令第4条第2項）。

この場合、2の(2)のウの(ア)から(エ)までに掲げる施設にあつては、第2農地以外の周辺の土地に設置することによってその目的を達成することができると認められるものであつても許可することができる（規則第33条かつこ書）。

なお、第1種農地において例外的に許可される場合のうち2の(2)のイ、オ又はカの場合は、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することによつては当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため第2種農地の転用を許可し得るものであることから、あらためて政令で規定されていないものである。

6 その他の農地（第2種農地）

(1) 定義

農用地区域内にある農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地であつて、甲種農地、第1種農地、第2種農地（5に規定するものに限る。(2)において同じ。）及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地又は採草放牧地であり、具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は採草放牧地が該当する。

(2) 許可の基準

法第5条第2項第2号により、第2種農地の場合と同様の基準となる。

第2 立地基準以外の基準（一般基準、法第5条第2項第3号から第5号）

第1の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。

1 農地又は採草放牧地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合（法第5条第2項第3号）

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(1) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと（法第5条

第2項第3号)。

過去に許可を受けた転用事業者が、特別な理由がないにもかかわらず計画どおりに転用事業を行っていない場合や、無断転用等の農地法違反行為があり、是正がなされていない場合には、転用行為を行うのに必要な「信用」があるとは認められないものとする。

なお、申請者の適格性についてもこの基準により判断する。申請者が自然人の場合、法律上行為能力を有する者であることが必要で、例えば、未成年者が申請人である場合には親権者等の、被保佐人が申請者である場合には保佐人の同意を得た申請でなければならない。また、法人の場合では、申請に係る事業の内容が定款又は寄附行為等において定められた目的又は業務に適合するものでなければならない。

(2) 申請に係る農地又は採草放牧地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないこと（法第5条第2項第3号）。

なお、「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本文に掲げる権利（地上権、永小作権、質権、賃借権による権利）をいうほか、共有地の一部を土地所有者の1人が転用する場合の他の土地所有者の所有権をいう。

(3) 法第5条第1項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地又は採草放牧地を申請に係る用途に供する見込みがないこと（規則第57条第1号）。

なお、申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、上記理由に該当し、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが確実に認められない。

また、「遅滞なく、申請に係る農地又は採草放牧地等を申請に係る用途に供する」とは、速やかに工事に着手し、必要最小限の期間で申請に係る用途に供されることをいう。

(4) 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと（規則第57条第2号）。

なお、許認可等を必要とする関連法令の主なものは別表のとおりである。

(5) 申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること（規則第57条第2号の2）。

(6) 申請に係る農地又は採草放牧地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと（規則第57条第3号）。

転用目的実現のために、農地又は採草放牧地以外の土地を必要とする場合には、申請者が利用する権原を有していること。

(7) 申請に係る農地又は採草放牧地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと（規則第57条第4号）。

転用事業の内容、類似施設における通常の規模、当該農地の形状、周辺の土地利用の状況等を勘案し、転用目的実現のために申請の面積が必要であること。

なお、転用目的が住宅である場合において、住宅の敷地として利用される土地

(併せて利用する土地を含む。)の面積は原則として500平方メートル以下(転用目的が農家住宅である場合は、農作業のための作業場等が必要であることから原則として1,000平方メートル以下)とし、上記面積に占める建物の建築面積の割合(建蔽率)は、原則として22パーセント以上となること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その部分の面積を土地の面積に加えても差し支えない。

- ア 申請に係る農地又は採草放牧地の地形、形状又は周辺の土地の利用状況等により、転用に係る必要最小限度の面積を差し引いた後の農地又は採草放牧地が農業上利用しがたい過小な残地となる場合
- イ 地形上の理由により、法面を設けなければ土砂等の崩壊のおそれがあるため、法面を設ける必要がある場合
- ウ 申請目的を達成するために、用排水路や農道の付け替え措置を講じなければならない場合及び連絡道路又は排水路等を設けなければならない場合
- エ 法令等の規制により保安敷地等を確保する必要がある場合
- オ その他特段の事情があり、真にやむを得ないと認められる場合
また、公共事業による収用移転に伴う転用で、従前の面積が上記面積を超える場合は、従前の面積を限度とする。

(8) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない(規則第57条第5号)。

ア 農業構造の改善に資する事業の実施により農業の振興に資する施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実に認められるとき。

なお、「農業構造の改善に資する事業」とは経営構造対策事業をいう。

また、「当該農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実に、」は、「経営構造対策事業の実施と農地転用許可との調整について」(平成12年3月29日付け、12構改B335号農林水産省構造改善局長名通知)記の1及び2による調整を了したものをいう。

イ 農業協同組合が農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第5項に規定する事業の実施により工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

ウ 農地中間管理機構が農業用施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実に認められるとき。

エ 第1の2の(2)のケの(イ)に規定する計画に従って工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合

オ 非農用区域内において当該非農用区域に係る土地改良事業計画、特定地域整備事業実施計画又は農用地整備事業実施計画に定められた用途に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地が当該用途に供されることが確実に

認められるとき。

カ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

なお、「農業上の土地利用との調整」は、別に定めるところにより行うものとする。

キ 都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている地域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において、同法第34条第10号の規定に該当するものとして同法第29条第1項の許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

なお、「農業上の土地利用との調整」は、別に定めるところにより行うものとする。

ク 集落地域整備法第5条第1項に規定する集落地区計画が定められている区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において集落地区整備計画に定められる建築物等に関する事項に適合する建築物等の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地がこれらの建築物等の用に供されることが確実に認められるとき。

なお、「農業上の土地利用との調整」は、別に定めるところにより行うものとする。

ケ 国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された法人、地方公共団体の出資により設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、土地開発公社又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項又は第2項の規定により定められた同条第1項に規定する実施計画に基づき同条第3項第1号に規定する工業等導入地区内において同項第6号に規定する施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合

コ 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第7条第1項に規定する同意基本構想に基づき同法第4条第2項第3号に規定する重点整備地区内において同法第2条第1項に規定する特定施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実に認められるとき。

サ 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第11条第1項に規定する同意基本構想に基づき同法第7条第2項第3号に規定する重点整備地区内において同項第4号に規定する中核的施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地が当該施設の用に供されることが確実に認められるとき。

シ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づき同法第2条第2項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しく

は同法第6条第5項に規定する教養文化施設等の用に供される土地を造成するため又は同条第4項に規定する拠点地区内において同法第2条第3項に規定する産業業務施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

ス 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和63年法律第47号）第3条第1項の認定を受けた同項に規定する宅地開発事業計画に従って住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

セ 地方公共団体（都道府県及び指定市町村を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合

ソ 電気事業者又は独立行政法人水資源機構その他国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人が、ダム建設に伴い移転が必要となる工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合

タ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第2条第1項第3号に規定する事業協同組合等が同号に規定する事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合

チ 地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会若しくは土地開発公社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

ツ 土地開発公社が土地収用法第3条各号に掲げる施設を設置しようとする者から委託を受けてこれらの施設の用に供される土地を造成するため農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合であって、当該農地又は採草放牧地がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。

テ 農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地その他の農用地の土壌の特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業の実施により農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにする場合

2 周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第5条第2項第4号）

申請に係る農地又は採草放牧地の転用行為により、次のとおり周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、転用の許可をすることができない。

(1) 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合

なお、「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地又は採草放牧地の営農条件への支障がある場合をいう。

(2) 農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(3) その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

「周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」としては、法に例示されているもののほか、次に掲げる場合が想定される。

ア 申請に係る農地又は採草放牧地の位置等からみて、集团的に存在する農地又は採草放牧地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合

イ 周辺の農地又は採草放牧地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

ウ 農道、ため池その他の農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

3 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合（法第5条第2項第5号）

4 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地又は採草放牧地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作等の目的に供されることが確実と認められないとき（法第5条第2項第6号）。

「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する」とは、一時的に、資材置場、土砂置場、駐車場、飯場、道路、イベント会場など農地又は採草放牧地への原状回復が容易にできる施設に供するため農地又は採草放牧地を利用することをいい、農地改良（農地を改良する目的で行う農地の区画形質を変更する行為）のうち、建設工事残土等により盛土されるなど土砂を捨てることが主目的と解される場合も含まれるものとする。

なお、農地改良を目的とした農地転用の取扱いについては、この基準によるほか別に定める要綱によることとする。

「一時的な利用」とは、申請に係る目的を達成できる必要最小限の期間をいうものであり、農地又は採草放牧地への復元期間を含めて5年以内の期間に限定するものとする。ただし、農用地区域内農地については3年以内の期間に限定するものとする。

また、「その利用に供された後にその土地が耕作等の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、すみやかに農地又は採草放牧地として利用できる状態に回復されることをいう。

5 農地を採草放牧地にするため、法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき（法第5条第2項第7号）。

別表

許認可等を必要とする関係法令（主なもの）

法令の名称	許認可等の内容
農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)	市町村農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外，農用地区域の用途区分の変更
都市計画法(昭和43年法律第100号)	開発行為の許可など
宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)	規制区域内の宅地造成工事の許可など
森林法(昭和26年法律第249号)	林地開発の許可，保安林の解除・立木伐採の許可
墓地，埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)	墓地経営の許可など
道路法(昭和27年法律第180号)	工事の承認，占用許可など
河川法(昭和39年法律第167号)	工事の承認，占用許可など
国有財産法(昭和23年法律第73号)	法定外公共用財産の用途廃止，売り払いなど
砂利採取法(昭和43年法律第74号)	砂利採取計画の認可
採石法(昭和25年法律第291号)	岩石採取計画の認可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	廃棄物処理施設(一般廃棄物，産業廃棄物)の設置の許可
砂防法(昭和30年法律第29号)	砂防指定地内における制限行為の許可など
地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	地すべり等防止区域内の制限行為の許可など
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の許可
自然公園法(昭和32年法律第161号)	自然公園内の行為の許可，届出
自然環境保全法(昭和47年法律第85号)	自然環境保全地域内の行為の許可，届出
水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)	特定施設の設置の届出
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)	特定施設の設置の許可
文化財保護法(昭和25年法律第214号)	埋蔵文化財包蔵地における工事の届出
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)	大規模小売店舗新設等の届出
工場立地法(昭和34年法律第24号)	工場立地の届出
土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)	一定面積以上の土地の形質変更にかかる届出
岡山県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)	開発行為の許可
岡山県景観条例(昭和63年岡山県条例第16号)	大規模な建築物や工作物などの届出
津山市景観条例(平成28年津山市条例第64号)	建築物や工作物などの届出
津山市法定外管理条例(平成17年津山市条例第78号)	工事の承認，占用許可，払い下げなど